

令和 2 年第 12 回 農業委員会 総会 議事録

令和 2 年 11 月 2 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和2年11月2日(月)

午後3時4分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第112号 農地法第3条許可について

議案第113号 農地法第4条許可について

議案第114号 農地法第5条許可について

議案第115号 非農地証明について

議案第116号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第60号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第61号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第62号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第63号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第64号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第65号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番 日 高 隆 志	2番 岡 武 義	3番 桑 畑 節 夫
4番 久保田 章 生	5番 鬼 塚 健 太	7番 川 越 定 光
8番 川 崎 和 久	9番 松 田 実	10番 川 越 忠 次
11番 長 友 紘 子	12番 川 越 正 彦	13番 岡 原 明 美
14番 持 原 義 信	15番 小 倉 俊 博	16番 佐 藤 裕 次 郎
17番 片 上 英 行	18番 高 間 秀 一	19番 川 越 達 也
20番 前 田 峰 子	21番 中 村 和 寛	22番 外 蘭 香
23番 蛭 原 安 徳	24番 松 田 真 郎	

5. 欠席委員

6番 川 野 富 男

6. 事務局出席者

局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係副主幹	迫 田 秀 一 朗		
総務係主事	加 野 歩 夢		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員


議長

松田 美 

委員

鬼塚 健太 

委員

中村 和寛 

午後 3 時 4 分開会

○議長（松田） これより令和 2 年第 12 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、5 番鬼塚健太委員、21 番中村和寛委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 112 号「農地法第 3 条許可について」は 13 件でございます。

議案第 113 号「農地法第 4 条許可について」は 4 件でございます。

議案第 114 号「農地法第 5 条許可について」は 27 件でございます。

議案第 115 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 116 号「農用地利用集積計画の決定について」は 129 件でございます。

以上、審議件数は 174 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、27 万 1,972.18 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、9 万 3,591.39 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 112 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた

案件について申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号161、162を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は親から子への使用貸借及び贈与です。渡人は農業者年金の特例付加年金を受給しており、申請農地につきましては、平成20年4月から10年間、今回同様農地法第3条の許可を得て、親子間で使用貸借が行われておりましたが、期間満了後、再設定の手続が行われていなかったことから、今回申請が行われたものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号165を御覧ください。

本案件は、以前、解除条件付の法人として議案に上程しておりましたが、今般、要件を満たし、農地所有適格法人として申請するものです。

今回、基盤強化法でも申請しております。76ページ議案第116号番号1437、1438になりますが、本案件は賃借料の金額が低かったことから3条申請を選択しております。

す。

次に、番号 166 を御覧ください。

申請人の本申請前の経営面積は、2,870 平方メートルで 5,000 平方メートルを下回っておりますが、キュウリの施設栽培を行っており、集約的農業 20 アール以上に該当し、法第 3 条の農地権利者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 113 号農地法第 4 条許可について、5 ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、桑畑節夫委員の退室を求めます。

（3 番桑畑節夫委員退室）

○事務局（川越） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であり、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していま

す。

それでは、主な案件について説明いたします。

まず、番号 34 を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字新名爪在住の個人です。申請地は、宮崎市大字広原にあります日章学園高等学校から西に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し、生活排水は公共下水道へ接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号 35 を御覧ください。

申請人は、宮崎市阿波岐原町在住の農家です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から東に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を農業用露天駐車場などとして利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農用地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は申請人所有の土地になっていることから、周辺農地への影響はありませんが、雨水は道路側溝へ放流し処理します。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、同様の「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は番号 36 で、現在「農用地」から「農業用施設用地」に手続変更中でございます。

また、番号 36、37 につきましては、始末書付の案件となっています。両案件とも、農地法の許可を得ずに、申請地を堆肥舎や植林地として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

桑畑節夫委員の入室を求めます。

（3 番桑畑節夫委員入室）

○議長（松田） 議案第 114 号農地法第 5 条許可について、6 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 248 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は延岡市緑ヶ丘在住の個人など 3 名、受人は宮崎市大字塩路に本拠に置く養鰻業などを営む法人です。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しています。1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から北西に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を従業員などの露天駐車場として利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」と、「農業振興地域」の「農用地区域」になりますが、「農用地

区域」については、現在、除外手続きを申請しており、農振法第11条公告後と担当課に確認済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となります。

申請地の周囲は農地と接していませんが、フェンス等を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま
す。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

○事務局（川越） まず、番号249を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字新名爪在住の農家、受人は宮崎市大字新名爪在住の建具業を営む個人です。申請地は、宮崎市大字新名爪にあります宮崎北高等学校から北に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を防風林などとして利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、周囲の一部にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま
す。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号250、8ページ番号253、256、9ページ番号258でございます。

次に、番号251を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字跡江在住の農家、受人は宮崎市大塚町に本拠を置

く土木建設業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります宮崎市立跡江保育所から南東に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の道路改良工事に伴う工事用仮設道路などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、同様に「農用地区域または第 1 種農地」で「一時転用」に該当している案件は、番号 252、8 ページの番号 255、9 ページの番号 257 です。

また、番号 252 は、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに、現場事務所などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○21 番（中村委員） 一つ伺いますが、先ほど 249 番で集落接続ということで、植林となっていますが、これはクヌギですね。これも許可をされるんですか。以前、クヌギなどを植えるのは転用は不許可ということで聞いているのですが。

○事務局（川越） こちらについては、その場所に木工所の施設があり、その施設の防風林として利用し、その防風林の一つとしてクヌギを植えると聞いております。

以上です。

○21 番（中村委員） 1 種農地となっていたので、気になりお伺いしましたが、ほかにもこういう形でクヌギなどを植えることを許可される場合があるのですか。

○事務局（稗苗） 集落接続の定義としては、1 種農地は、基本的には転用はできない農地となるのですが、この集落にお住まいの方が生活を営む上で必要な施設全般については不許可の例外という取決めになっていまして、今回そこで木工所を営んでいて、自宅も、住居兼事務所になりますが、そこにあります。その隣で防風のためにク

ヌギを植える、いわゆる事業を守る上で必要なものと、木工所という性質上、その出来上がったクヌギは、また木工所の材料として活用することも当然考えているという申請の内容になっていたので、今回、必要な施設という整理にしたところではあります。

○21番（中村委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号254を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家、受人は宮崎市広島1丁目在住の個人です。申請地は、宮崎市佐土原町下田島にありますハイビスカスゴルフクラブから北に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を倉庫敷地として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は道路側溝に放流に処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 115 号非農地証明について、15 ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第 115 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1 件の案件について御説明いたします。

申請番号 18 は、登記簿地目が畑であります。現況は宅地として利用されており、字図、登記簿及び課税台帳等を確認した結果、当該地には大正 15 年に建築された居宅

があり、昭和 27 年以前から同様の利用がされていることが確認できました。このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、10 月 20 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 116 号農用地利用集積計画の決定について、16 ページから 82 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（加野） 議案第 116 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、16 ページの番号 107 番から 35 ページの番号 141 番までの 35 件でございます。

利用権設定につきましては、36 ページの番号 1367 番から 82 ページの番号 1450 番までの 83 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 5 件、新規設定が 13 件、賃借権の再設定が 12 件、新規設定が 53 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 申請番号 1372 番以降の、島之内に住所のある 3 つの法人が利

用権設定されており、これらの面積を合わせると約4ヘクタールぐらいになるようです。資料を見てみますと、貸し借りはお互いでやられているので、関連する会社と思うんです。この大きな農業生産法人が、こういったところで、どういう農産物を作られる会社なのかという興味が湧いたので、概要が分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○事務局（加野） 今御質問があった申請番号1372番と1373番の3つの法人で間違いはないですか。

○23番（蛭原委員） その3つです。

○事務局（加野） まず、申請番号1372番の渡人の法人に関しては、作物が、施設園芸でミニトマトを作っている会社で、申請番号1373番の受人の法人に関しても、代表取締役は申請番号1372番の渡人の法人と同じ方で、作っているものもミニトマトなどになっております。申請番号1373番の受人の法人も同じく施設トマトで今回申請が上がってきております。以上です。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。その中で、申請番号1373番の受人でもいいんですけど、ここが借り入れる面積は2ヘクタールぐらい借りられるんですけども、経営面積の欄を見ると借入地は2,559平米となっていますから、これは今回からこういう経営を始められたのか、他の関連会社もそうなのですが、従前から今回のこの貸し借りがなされていたのか、そのところだけ分かれば教えていただきたい。

○事務局（加野） 申請番号1373番の受人で説明させていただきますと、経営2,559平米、借入も2,559平米となっておりますが、今回申請では1,900平米で上がってきています。今回申請されている1,900平米は2,559平米の中に入っているものではなく、今回の申請面積を除いた借入れ面積となっております。今回、高収益作物次期作支援交付金の申請に伴い、従前から借りていたところを基盤強化法で利用権設定をするものです。

○23番（蛭原委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○22番（外菌委員） 今の話なんですけど、利用権の設定が、高収益作物の事業と関係

があるのか、教えていただきたい。

○事務局（加野） 今回の利用権設定されている案件全てがということでしょうか。

○22番（外菌委員） いや、今の案件です。

○事務局（加野） 今回の案件は、外菌委員がおっしゃったとおり、高収益作物次期作支援交付金の申請に伴い申請を上げてこられたものでございます。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 次に、83ページから89ページまでの所有権移転分を議題とします。

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、83ページの番号1451番から89ページの番号1461番までの11件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○17番（片上委員） 申請番号1454番、新規就農者で20アール、施設園芸であれば20アールでいいですよとあるんですけれども、これは農地面積が20アールなのか、施設が20アールなのか、その時々で変わりますけれども、まだ私は、50アール以下の案件は当たったことがないんですけれども、そうなったときのためにお聞きしたいんですけれども、農地面積が20アールあれば、ハウスとかそういう上物の面積は問わなくてよろしいのでしょうか。

○事務局（加野） 御質問にお答えします。今回申請されている面積については、ハウスの面積ではなくて農地の面積でございます。

○17番（片上委員） その20アールという農地面積は分かるんですけれども、であれば、建物の面積、ハウスの面積は問わなくてよろしいのでしょうか。

○事務局（加野） 基盤強化法でいうと、3条のように5反要件というものはございませんので、特段そのような基準等は設けておりません。以上です。

○17番（片上委員） 分かりました。今後の参考にさせていただきます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第60号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数2件でございます。

報告第61号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数19件でございます。

報告第62号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数6件でございます。

報告第63号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数32件でございます。

報告第64号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数5件でございます。

報告第65号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数7件でございます。

なお、報告第60号、第61号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第62号、第63号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞ

れ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第12回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時51分閉会